

(排水処理施設への接続義務)

第13条 補助事業者は、当該地域において公共下水道の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成14年7月18日制定田辺市要綱)又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年本宮町告示第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日要綱第4号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日要綱第4号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月28日要綱第4号)

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則(平成28年3月31日要綱第1号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

備考 環境に配慮した浄化槽とは、窒素又は磷除去型浄化槽、再生素材を利用して製作された浄化槽その他市長が認めた浄化槽をいう。

人槽区分	補助区分			
	(1)住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。)		(3)町内会館その他これに類すると市長が認める建物	
	(2)飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物			
	補助金額			
	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽	従来型浄化槽	環境浄化槽
5人槽	342千円	390千円	342千円	390千円
6人槽	414千円	462千円	414千円	462千円
7人槽				
8人槽	537千円	585千円	537千円	585千円
10人槽				
11人槽				
12人槽	939千円	987千円	939千円	987千円
13人槽				
14人槽				
15人槽				
16人槽				
17人槽				
18人槽				
19人槽				
20人槽				
21人槽				
22人槽	1,566千円	1,614千円	1,566千円	1,614千円
23人槽				
24人槽				
25人槽				
26人槽				
27人槽				
28人槽				
29人槽				
30人槽				
31人槽以上				
50人槽以下				

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 改正 平成17年5月1日条例第108号
 平成18年3月31日条例第19号
 平成21年7月10日条例第26号
 平成22年3月31日条例第5号
 平成23年3月31日条例第5号
 平成23年12月28日条例第23号
 平成25年3月29日条例第14号
 平成25年12月27日条例第72号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 家庭ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(2) 事業系ごみ 家庭ごみ以外の一般廃棄物をいう。(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を適正に分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関し、処理施設の整備及び処理方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合にあっては、管理者。以下「占有者等」という。)は、その占有し、若しくは管理する土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物に面する通路の清潔を保つよう努めなければならない。

2 空き地を所有し、占有し、又は管理する者は、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する公共の場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理等)

第8条 市は、一般廃棄物の処理等については、一般廃棄物処理計画に従って行うとともに、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)の収集、運搬又は処分の基準については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条の規定に、特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分の基準については政令第4条の2の規定にそれぞれ従うものとする。

(一般廃棄物の処理等の委託)

第9条 市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)については政令第4条の規定に、特別管理一般廃棄物については政令第4条の3の規定にそれぞれ従うものとする。

(協力義務)

第10条 占有者等は、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 何人も、有害性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物その他市が行う収集、運搬及び処分の作業に支障が生ずる物を一般廃棄物に混入してはならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、占有者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業者に対し、事業系ごみの減量に関する計画書の作成、これを運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告等)

第12条 市長は、第6条、第10条又は前条のいずれかの規定に違反していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して、その処分の理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出等)

第13条 一般廃棄物の処理を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に届け出るとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみを排出する場合で、新たに継続して、又は臨時に市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 家庭ごみを自ら市又は市が加入する一部事務組合(次項及び次条第1項において「組合」という。)の処理施設に搬入しようとするとき。

(3) 犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に申請し、その許可を受けるとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみと同程度の量の事業系ごみを排出する場合で、継続して市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 事業系ごみを自ら市又は組合の処理施設に搬入しようとするとき。

(受入拒否)

第14条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、事業系ごみを市又は組合の処理施設に搬入する場合には、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定に従わない場合には、当該事業系ごみの受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理手数料)

第15条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難であると認められる一般廃棄物を処理困難物として指定するものとし、当該処理困難物の処理手数料は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(手数料の減免)

第16条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項又は第2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第17条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬を業とする許可を受けようとする者又は法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業とする許可を受けようとする者は、市長が別に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 18 条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、法第 7 条第 5 項又は第 10 項に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び第 8 条に規定する基準に従わなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、その許可の期限の満了後、引き続き当該業を行おうとするときは、当該許可の期限満了の日の 1 月前までに、その更新の手続をしなければならない。

4 一般廃棄物処理業者は、その交付された許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業の事業の変更）

第 19 条 一般廃棄物処理業者は、次項に定めるものを除くほか、第 17 条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに営業所の所在地及び名称を変更したときは、変更が生じた日から起算して 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前 2 項に規定する変更の手続が終了した場合は、当該一般廃棄物処理業者に許可証を再交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の休止及び廃止）

第 20 条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理業の許可の取消し等）

第 21 条 市長は、一般廃棄物処理業者が法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料）

第 22 条 一般廃棄物処理業の許可、許可の更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1 件につき 10,500 円
 - (2) 更新許可申請手数料 1 件につき 5,250 円
 - (3) 許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,250 円
- （生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設）

第 23 条 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
 - (2) 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- （縦覧の期間及び場所）

第 24 条 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、規則で定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して 1 月間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第 25 条 前条の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、規則で定めるところにより、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第 26 条 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項に規定する浄化槽の清掃を業とする許可を受けようとする者は、同条第 3 項に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（浄化槽清掃業の許可等）

第 27 条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、浄化槽法第 36 条及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 11 条に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、浄化槽の清掃を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び環境省関係浄化槽法施行規則第 3 条の規定に従わなければならない。

（浄化槽清掃業の許可の取消し等）

第 28 条 市長は、浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第 29 条 第 18 条第 3 項及び第 4 項、第 19 条、第 20 条並びに第 22 条の規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の処理等）

第 30 条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。ただし、法第 11 条第 2 項の規定により、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で市が処理を行う必要があると市長が認めた場合は、市長が指定する産業廃棄物について、市が処理することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により指定された産業廃棄物の処理を受けようとする事業者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該事業者に対して、その運搬方法その他必要な事項を指示するものとする。

（産業廃棄物の処理手数料）

第 31 条 前条第 1 項ただし書に規定する産業廃棄物の処理に係る手数料は、別表第 3 のとおりとする。

（報告の徴収）

第 32 条 市長は、法第 18 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第 33 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、帳簿書類その他必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(清掃指導員)
- 第34条 占有者等又は事業者に対する廃棄物の処理及び清掃に関する啓発及び指導並びに一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する指導を行わせるため、清掃指導員を置く。
- 2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
(技術管理者の資格)
- 第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。
(委任)
- 第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年田辺市条例第11号)、龍神村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年龍神村条例第27号)、廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和52年中辺路町条例第20号)又は本宮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年本宮町条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を除く。)は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 附 則(平成18年3月31日条例第19号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年7月10日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成22年3月31日条例第5号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(平成23年3月31日条例第5号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則(平成23年12月28日条例第23号)
この条例は、平成24年1月1日から施行する。
- 附 則(平成25年3月29日条例第14号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年12月27日条例第72号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に交付を受けた改正前の別表第1の規定によるごみ分別指定袋によって行う一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料について適用し、施行日前に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第15条関係)

種 別		区 分	手数料
継続して収集を受ける家庭ごみ		分別指定袋大(50リットル) 1袋につき	43円
		分別指定袋小(30リットル) 1袋につき	21円
		分別指定袋特小(15リットル 可燃ごみ専用及び埋立てごみ専用) 1袋につき	10円
自ら搬入する家庭ごみ(最大積載量が2トン以下の車両による搬入に限る。)	最大積載量が350キログラム以下の車両又はこれに類するもの(徒歩を含む。)で搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	930円
		不燃ごみ	1,110円
	最大積載量が350キログラムを超え、2トン以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	1,860円
		不燃ごみ	2,220円
臨時に収集を受ける家庭ごみ	処理困難物のみの収集	軽貨物自動車で収集を受ける場合	1,340円
		小型貨物自動車で収集を受ける場合	2,690円
	前項に規定する収集以外の収集	軽貨物自動車で収集を受ける場合	2,370円
		小型貨物自動車で収集を受ける場合	4,740円
継続して収集を受ける事業系ごみ	分別指定袋大(50リットル) 1袋につき	86円	
自ら搬入する事業系ごみ	最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,240円
		不燃ごみ	4,100円
	最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,480円
		不燃ごみ	8,200円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,260円
		不燃ごみ	12,960円
犬、猫等の死体	1体につき	2体以上での焼却処理	1,080円
		1体以上での焼却処理	4,320円

別表第2（第15条関係）

種 別	区 分	手数料
処理困難物	タイヤ（ホイールあり）その他これに類するもの 1本につき	210円
	消火器、バッテリーその他これらに類するもの 1本につき	320円
	タイヤ（ホイールなし）その他これに類するもの 1本につき	430円
	スプリングマットレス（シングルサイズ以下のもの）その他これに類するもの 1枚につき	1,080円
	スプリングマットレス（シングルサイズを超えるもの）、マッサージ機（椅子型）その他これらに類するもの 1枚（1台）につき	1,620円
	エレクトーン、オルガンその他これらに類するもの 1台につき	3,240円
	ピアノその他これらに類するもの 1台につき	7,560円

備考 この表に定める手数料によることが適当でないと思えられる大きさのものについては、市長が別に手数料を定める。

別表第3（第31条関係）

種 別	区 分	手数料	
産業廃棄物（事業者等が自ら収集及び運搬をするものに限る。）	最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,240円
		不燃ごみ	4,100円
	最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,480円
		不燃ごみ	8,200円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,260円
		不燃ごみ	12,960円

田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

平成17年5月1日
要綱第24号

（趣旨）

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、あわせてごみ及び資源に関する市民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 奨励金の交付を受けすることができる団体は、市内の町内会、子どもクラブ、婦人会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない団体で、定期的に資源ごみの集団回収を実施するものとする。

（団体の登録）

第3条 奨励金の交付を受けようとする前条の団体は、あらかじめ資源ごみ集団回収実施団体登録申請書を市長に提出し、その登録を受けなければならない。（対象品目）

第4条 奨励金の交付対象となる資源ごみの品目は、紙類及び布類とする。

（資源ごみの引渡し先）

第5条 第3条の規定により登録した団体（以下「実施団体」という。）は、回収した資源ごみを市長が指定する資源ごみの回収業者（以下「指定業者」という。）に引き渡さなければならない。

（奨励金）

第6条 奨励金は、前条の規定により実施団体が資源ごみを指定業者に引き渡した場合において、その資源ごみの重量に1キログラム当たり4円を乗じて得た額を交付する。

（交付申請）

第7条 実施団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書に指定業者が発行する所定の資源ごみ受領書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付）

第8条 市長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、当該実施団体からの奨励金交付請求書の提出を受けてその交付を行うものとする。

（返還）

第9条 市長は、提出書類への虚偽の記載その他不正の手段により奨励金の交付を受けた実施団体に対しては、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱（平成3年3月30日制定田辺市要綱）又は龍神村古紙・古布回収推進事業補助要綱（平成6年龍神村訓令第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会構築のため、田辺市内の各家庭から排出される生ごみの減量と再利用を目的とし、生活環境の保全に資するため、電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）又は生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）の購入に対し、補助金を交付することについて田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、電気を利用して生ごみの水分を蒸発させ乾燥し減量及び減容させるもの又は生ごみを微生物の働きで分解を促進し減量及び減容させるものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは、対象外とする。

2 この要綱において「処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを処理し、ごみの堆肥化及び分解を目的とする容器で、悪臭・害虫等の発生を防止する構造及び材質のものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する世帯主で、次の要件を備えるものとする。

- (1) 市内において処理機又は処理容器の設置場所が確保されており、周辺住民に迷惑がかからないよう維持管理の徹底を期することができる者
- (2) 市内の販売店から処理機器を購入する者
- (3) 自ら家庭の生ごみの減量に取り組む者

(補助金の額)

第4条 市長は、処理機又は処理容器の購入価格から消費税及び地方消費税並びに配達料等を除く（以下「本体価格」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、本体価格の2分の1以内とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、1世帯1基とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により処理機又は処理容器を購入する日の属する年度の申請期間内に補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかに補助金の交付の適否を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告の添付書類)

第7条 規則第11条の規定により補助金実績報告書（様式第3号）に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 処理機又は処理容器の領収書の写し
- (2) 処理機の保証書の写し

(補助金額の確定)

第8条 市長は規則第11条の規定により補助金実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けて補助金額を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

田辺市生ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に積極的に取り組む市内の販売店を「推進協力店」として登録し、これを市民に周知することにより、市民と事業者の協力によるごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

(登録対象店)

第2条 推進協力店の登録対象は、次に掲げる事項のうち1つ以上を実施している市内の販売店とする。

- (1) 買い物袋持参の奨励制度
- (2) 包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進
- (3) エコマーク商品等の積極的な販売
- (4) トレイの回収
- (5) 牛乳パックの回収
- (6) ペットボトルの回収
- (7) 再生品（再生紙等）の積極的な使用
- (8) 生き瓶の回収
- (9) 商品の量り売り
- (10) その他、独自の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進

(登録の申請)

第3条 推進協力店の登録を希望する店舗は、登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請書を受けて、第2条の規定による登録対象店に該当する場合は、推進協力店として登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、登録証（別

記様式第2号）、登録店ステッカー等を交付する。

3 登録の有効期間は、推進協力店登録を受けた日から1年を超えない3月末日までとする。ただし、更新を妨げないものとする。

4 前項の更新を希望する推進協力店は、有効期間満了日前30日までに、更新申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(登録店舗の協力内容)

第5条 推進協力店は、第4条第2項に規定する登録店ステッカー等のほか、自店においてもその取組内容を、レジスター周辺等人目につくところに表示するものとする。

2 推進協力店は、第2条第1項に定める事項の実施に努め、ごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

3 推進協力店は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する取組内容の追加等変更を生じたときは、実施内容変更届出書（別記様式第4号）を、市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、推進協力店が第2条第1項に定める登録の対象となる事項を実施していない場合、実施の働きかけを行うものとする。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進協力店に対して、登録の取消しをすることができる。

3 推進協力店を辞退しようとする販売店は、辞退届出書（別記様式第5号）及び登録証・ステッカー等を市長に返還するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。